



2021年12月15日から、所定条件を満たしている日本国籍者でワクチン接種を完了しているとみなされる方は、日本からオーストラリアに入国する際の渡航がこの措置の枠組みに参加している州・準州への渡航であれば、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置を申請することなく入国することができるようになります。

この措置の対象となるための条件

渡航者がこの措置の対象となるためには、以下のすべての条件を満たしていなければなりません：

- 日本のパスポート（旅券）を保有していること
- 有効なオーストラリアのビザ（査証）を保有していること
- オーストラリアの Therapeutic Goods Administration（TGA：豪州政府医薬品行政局）により Approve [承認] または Recognise [認定] されたいずれかのワクチンの接種を、必要とされる一連の回数受け終えて、[接種完了済みの状態である](#)こと
 - 12歳未満の子供と、医療上の理由から COVID-19 [新型コロナウイルス] ワクチンの接種を免除されている方は、ワクチン接種完了済みの渡航者と同じ措置を受けることができます。
 - また、ワクチン未接種もしくは少なくとも1回のワクチン接種は受けたもののまだ接種を完了していない状態の12歳から17歳の子供が、ワクチン接種完了済みの成人と渡航することを認めるための取り決めも、整備されています。渡航者は、渡航先である[州・準州](#)が個別に定める要件の詳細を、当該の州・準州に確認するようにしてください。
- 日本から乗り継ぎ・経由をすることなく、この措置の枠組みに参加している州・準州に着陸する直行便でオーストラリアに渡航すること
- [自らのワクチン接種状況を証明するもの](#)を提示すること
- 出発前3日以内に受けた COVID-19 [新型コロナウイルス] のポリメラーゼ連鎖反応（PCR）検査の陰性結果を提示すること（ただし、[医療上の理由からこの要件を免除されている場合](#)を除く）

条件を満たしている渡航者であれば、オーストラリアへの渡航前14日間にわたり日本に滞在している必要はありませんが、この Safe Travel Zone [安全渡航ゾーン] の措置は、日本のパスポートを保有し、日本からオーストラリアに直行便で渡航する方のみを適用対象としています。

日本のパスポートを保有し、日本を出国してオーストラリアに到着する前に第三国を経由する予定のある方は、この安全渡航ゾーン措置のもとで渡航する資格を有していません。

日本のパスポートを保有する方が、扶養する子供を含む家族と共に渡航し、その家族が日本のパスポート保有者（またはオーストラリア国籍者・永住者）ではない場合、家族の方はつぎのいずれかに該当しなければ、オーストラリアに渡航するための条件を満たしません：

- [条件を満たすビザ](#)を保有する（12月15日より）
- オーストラリアの渡航規制の適用を免除されている、または [Travel Exemption \[渡航規制適用除外措置\]](#) を受けている

有効なビザ

日本のパスポート保有者がこの安全渡航ゾーン措置のもとでオーストラリアに渡航する条件を満たすためには、有効なオーストラリアのビザを保有していなければなりません。自身のニーズに相応しいビザの申請は、[ImmiAccount](#)を通してオンラインで行うことができます。

[ビザの選択肢を調べる](#)には、当省ウェブサイトを確認してください。

Australian ETA アプリ

観光者または商用（ビジネス）訪問者としてオーストラリアを訪問する方は、[Electronic Travel Authority \(ETA : 電子渡航許可\)](#) を利用できる可能性があります。ETA の申請は、Australian ETA アプリを利用して、携帯機器から素早く簡単に行うことができます。

AustralianETA は、[App Store \(Apple\)](#) または [Google Play ストア \(Android\)](#) から無料でダウンロードできます。

[Electronic Travel Authority \(ETA : 電子渡航許可\)](#) についての詳細も、ご覧ください。

安全渡航ゾーン措置のもとでの渡航を認められていない渡航者

安全渡航ゾーン措置のもとでの渡航を認められていない渡航者は、つぎのいずれかに該当するのであれば、渡航を認められる可能性があります：

- オーストラリア国籍者または永住者の近親者である
- [条件を満たすビザ](#)を保有している（2021年12月15日より）

- オーストラリアの渡航規制の適用を免除されている、または [Travel Exemption \[渡航規制適用除外措置\]](#) を受けている

渡航規制適用除外措置は、[Travel Exemption Portal \[渡航規制適用除外措置ポータル\]](#) から申請することができます。

ATD（オーストラリア渡航申告書）

遅くとも出発の 72 時間前までに、[Australia Travel Declaration \(ATD : オーストラリア渡航申告書\)](#) を記入してください。ATD では、医療上の重要情報とみなされている詳細な情報を提供することが求められています。渡航者は、この重要情報が渡航のための航空機に搭乗する前に記入されたものであることを証明する文書等を提示できなければなりません。

これは、法的拘束力を持つ要件です。この要件を満たせない者は、30 Penalty Unit [罰金単位]（現在 6,660 豪ドル）の民事制裁（罰金）を科される可能性があります。こうした制裁・罰金は、*Biosecurity Act 2015 [2015 年制定 バイオセキュリティ法]* 第 46 条で定められています。フライトに搭乗する前にこの宣誓を行わない渡航者は、オーストラリア到着時の諸手続きに遅れが生じます。

提供された情報は、オーストラリア政府が（必要である場合に）渡航者の隔離措置の手配について判断するのに役立てられるほか、検査の結果、その渡航者と同じ便を利用した人の中に新型コロナウイルス陽性者がいた場合に、対応にあたる保健管轄省が当該渡航者に連絡できるようにするためのものです。ATD の記入とこの手続きへの協力は、オーストラリアの安全の維持、そしてオーストラリアの国境が開かれた状態の維持に役立ちます。

ATD を記入する際は、以下の事項を守る必要があります：

- オーストラリア国内での電話連絡先を含む、自身の連絡先を提供する
- 自らのワクチン接種状況に関して、法的拘束力のあるかたちで宣誓をする
- 搭乗フライトへのチェックイン時に、オーストラリアに向かうフライトの出発予定前 3 日以内に受けた新型コロナウイルス PCR 検査の陰性結果を証明するものを提示しなければならないことを了承する（ただし医療上の理由でこの要件を免除される場合を除く）
- 自らの過去 14 日間の渡航履歴に関する宣誓をする
- オーストラリア国内の着陸地である州・準州で適用される隔離義務や検査義務、およびそれらを順守しなかった場合の罰則について把握しているという宣誓をする

虚偽の情報や誤解を招くような情報を提供すると、虚偽の情報または誤解を招くような情報を提供したことによる刑事告発を含む、罰則が適用されます。罰則については、*Criminal Code Act 1995* [1995年制定刑法] 第 137.1 条にて定められています。

隔離義務および各州・準州ごとの要件

オーストラリアへの渡航者は、入国する際の到着地である州・準州およびそこから移動して向かうすべての州・準州の義務・要件を順守しなければなりません。こうした義務・要件には、隔離義務や到着後の検査義務が含まれます。なお、規制内容は事前通告期間があまり設けられないかたちで変更される可能性があります。

また、隔離義務は、各州・準州の責任で策定・管理されています。

ほとんどの州・準州では、海外からの渡航者に対して、オーストラリア到着後 24 時間以内に新型コロナウイルスの PCR 検査を受けることを義務付けています。こうした義務や、当該の州・準州におけるその他の検査要件については、渡航者自らが確認するようにしてください。

オーストラリア到着後に、到着した州・準州から別の州・準州に移動する、または別の州・準州を通過していく予定がある場合は、[オーストラリア国内の移動規制](#)も確認する必要があります。各州・準州は、独自の移動・渡航規制を適用することができます。

Student [学生] ビザ保有者で、安全渡航ゾーン措置の枠組みに参加している行政管区の外に所在する教育機関への留学のための Confirmation of Enrolment [入学許可証] を発行されている留学生も、当該の州・準州における関連する州境規制や隔離義務に従わなければならないため、こうした規制の対象には、上記のような留学生も含まれます。

自らに適用される移動・渡航に関する規制や要件に従い、それらを順守する責任は、渡航者にあります。

州・準州ごとの隔離義務および到着後検査に関する要件は、[State and Territory Information for Travellers \[渡航者向けの各州・準州情報\]](#) の項で確認してください。

枠組みに参加しているオーストラリアの州・準州

現在、安全渡航ゾーン措置の枠組みに参加しているオーストラリアの州・準州は、ニュー・サウス・ウェールズ州、ビクトリア州と、オーストラリア首都特別区です。

この措置の条件を満たしている日本のパスポート保有者が、枠組みに参加しているオーストラリアの州・準州以外の州・準州への国内移動を希望する場合は、隔離義務や到着後検査に関する要件を含む、当該の州・準州の入境規則に従わなければなりません。

注意：新型コロナウイルス関連の状況になんらかの変化があった場合、隔離措置を免除されたかたちでの渡航に関する取り決めが、事前に通知されることなく一時停止される可能性があります。隔離要件に関するものも含めて、オーストラリアの各州・準州の入境要件を確認する責任は、渡航者にあります。